

事件名：チャップリン格安 DVD 事件	法分野：著作権法
東京地方裁判所平成 19 年 8 月 29 日判決（最高裁 HP <a href="http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070830144013.pdf">http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070830144013.pdf</a> ）	
<p><b>【事案の概要】</b></p> <p>チャールズ・チャップリン（1977.12.25 没）が監督等を務めた著名映画作品の著作権を保有、管理する原告が、原告の許諾なくチャップリン作品（以下、「本件 9 作品」）を 500 円 DVD として製造販売する被告らに対し、複製権侵害、頒布権侵害に基づき DVD の差止、損害賠償の支払い等を求めた事案。被告らは、本件 9 作品の著作権存続期間は全て満了していると主張し、争った。なお、本件 9 作品は、 サニーサイド（1919） 偽牧師（1923） 巴里の女性（1923） 黄金狂時代（1925） 街の灯（1931） モダン・タイムス（1936） 独裁者（1940） 殺人狂時代（1947） ライムライト（1952）である（カッコ内は公開年）。</p>	
<p><b>【争点】</b></p> <p>(1)本件 9 作品の著作権存続期間満了の有無 (2)損害額</p>	
<p><b>【争点に対する判断】（結論：請求一部認容）</b></p> <p>(1) 本件 9 作品は全て著作権存続期間中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（現行法附則 7 条）本件作品はいずれも現行著作権法施行前に公表されているので、附則 7 条（「この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第 2 章第 4 節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。」）により旧法上の存続期間と現行法の存続期間を比較する。</li> <li>（旧法 22 条ノ 3 にいう独創性を有する映画著作物の意義）旧法上、映画著作物の保護期間は独創性の有無により区別され、独創性を有するものについては旧法 3 条～6 条の規定が適用され、独創性を欠くものについては旧法 23 条が適用されるが（旧法 22 条ノ 3）旧法 22 条ノ 3 における独創性を欠く著作物とは、ニュース映画等の創作性の低いものを意味すると解されることから、本件 9 作品は独創性を有するものである。</li> <li>（団体名義の著作物に関する旧法 6 条の不適用）旧法 6 条で定める団体の著作名義で発行又は興行された著作物とは、当該著作物の発行又は興行が、個人ではなく団体の著作名義でなされたため、当該名義のみからは著作者の死亡時期を観念できない場合を意味する。本件 9 作品のクレジットには、「Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」, 「Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」, 「WRITTEN AND DIRECTED BY CHARLES CHAPLIN」, 「Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があり、これらはいずれもチャップリンが著作者であることを示すものといえ、著作権者として団体を示している表示はあるものの、著作者の名義として団体を示している表示は認められないので、本件 9 作品は旧法 6 条の団体の著作名義で発行又は興行された著作物ということとはできない。</li> <li>（旧法による本件 9 作品の著作権存続期間）本件 9 作品にはチャップリンが著作者であることを示す表示があり、旧法においても、映画著作物の著作者は映画の製作（制作の誤記かと思われる。）監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者をいうと解され、本件 9 作品につきチャップリンが著作者であることは明らかであることから、旧法 3 条及び 52 条 1 項により、本件 9 作品の旧法による著作権存続期間は、チャップリンの死後 38 年である 2015（H27）.12.31 までとなる。</li> <li>（平成 15 年改正法による改正前の現行法 54 条 1 項による存続期間）映画著作物の著作権存続期間につき公表後 50 年間としていた H15 年改正法による改正前の現行法 54 条 1 項によれば、本件 9 作品の著作権存続期間は、それぞれ、 サニーサイド：1969.12.31 偽牧師：1973.12.31 巴里の女性：1973.12.31 黄金狂時代：1925.12.31 街の灯：1981.12.31 モダン・タイムス：1986.12.31 独裁者：1990.12.31 殺人狂時代：1997.12.31 ライムライト：2002.12.31 となり、いずれも旧法下の著作権存続期間の方が長いので、（H15 改正法による改正前の現行法においては）本件 9 作品の著作権存続期間は、2015.12.31 までとなる。</li> <li>（平成 15 年改正法附則 2 条、3 条の適用）本件 9 作品は、H15 改正法が施行された H16.1.1 において著作権が存するものであることから、同附則 2 条により、映画著作物の著作権存続期間を公表後 70 年とする H15 改正後の現行法 54 条 1 項が適用されること、H15 改正法附則 3 条により、旧法によ</li> </ul>	

る存続期間の満了日がH15改正後の現行法54条1項の規定による期間の満了日後であるものについては、旧法における存続期間が存続期間となる。この結果、本件9作品のうち、「殺人狂時代」、「ライムライト」を除く7作品については、旧法における存続期間の方が長いため、著作権存続期間は2015.12.31までとなり、「殺人狂時代」、「ライムライト」は現行法54条第1項の規定による保護期間（「殺人狂時代」は2017.12.31、「ライムライト」は2022.12.31）が著作権存続期間となり、本件9作品の著作権は、未だ著作権存続期間にある。

(2)損害額：使用料相当額(114条3項)として、被告らDVDの販売価格500円にライセンス料率25%を乗じて損害を算定。

### 【コメント】

- ・ 黒澤明作品の格安DVDにつき争われた二つの訴訟（原告東宝、同角川映画）に関する東京地判H19.9.14（H19(ワ)8141号、同11535号。最高裁HP。いずれも民事40部）においても、同様の判断がされている（これら事案では、「東宝株式会社」、「東宝株式会社・配給」、「大映株式会社製作」とのクレジットが存するが、「監督 黒澤明」、「演出 黒澤明」とのクレジットの存在により、旧法6条の適用が否定されている。）
- ・ シェーン判決（知財高判H19.3.29）、ローマの休日決定（東京地決H18.7.11）では1953年公開作品につき、いずれも著作権存続期間は満了している旨判断されたが、これら事案では、専らH15年改正法の適用の有無のみが争われており、上記論点についての判断はない。
- ・ 判決では、使用料相当額につき、被告ら製品の販売価格500円を算定の基礎としているが、パックマンフリーソフト事件判決（東京地判H6.1.31判タ867-280）は、「著作権法114条2項が「著作権の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額」と規定していること、及び、著作権を侵害する者が、著作権者ないしそのライセンスの製品よりかなり低い金額で複製物を販売したときに、それによって著作権者側が被る損害がむしろ深刻になることの方が多いたことが予想されることからすれば、本件のように、被告が原告の著作権（複製権及び頒布権）を侵害して本件ビデオゲームの複製物を他のゲームソフトとともに通常の販売価格より極めて低額で販売したときに、被告が原告に支払うべき使用料相当額を被告の設定した販売価格をもとにしてこれに通常の使用料率をかけて計算することは相当ではなく、むしろ商品一個当たりにつき原告が通常受領すべき金額を重視して前記のとおり算定すべきである。」と判断しており、正規品の販売価格を算定の基礎とすべきであったものと思われる。
- ・ 判決では、主張立証がないとの理由で戦時加算につき判断がなされていないが、「ライムライト」を除く各作品の著作権存続期間は、戦時加算の対象となるものと考えられ、その場合、更に存続期間が長期になることになる。